

土地改良施設管理基準 - ダム編 - 基準の運用 (案)、並びに、  
基準及び運用の解説 (案)に関する意見 情報募集結果について

平成 15年 2月

基準の運用、基準及び運用の解説に係るパブリックコメントについて

パブリックコメント募集の結果、6名から14件の意見・情報が寄せられた。そのうち、基準の運用（農村振興局長通知）（案）、基準及び運用の解説（通知外）（案）に関する事項は、11件であった。

11件の内、4件については、字句等の修正であり、意見の通り修正した。

残り7件の概要等については、以下のとおりである。

【 6 洪水時等の管理 】

項目	意見の概要	対応方針（案）
6.2 洪水時等における放流と機器の操作 (1)洪水吐ゲートを有するダム (基準の運用)	「貯水位等の <u>予測</u> を行い」について、「貯水位等の <u>変化に注意</u> し」に変更提案。	洪水時等にあつては、今後の降雨を予測し、ダムの空虚容量から放流の必要性を検討するとともに、放流が必要と判断された場合は、今後のダムへの流入量及びダム貯水位の予測を行い、放流量及び時刻等を決定するなど予測を行うことは不可欠であることから、原案のとおりとする。

【 8 機能の保全 】

項目	意見の概要	対応方針（案）
8.1 貯水池の湖岸の維持 (基準の運用)	「湖岸全体を <u>日常的</u> に監視するものとする。」について「湖岸全体を <u>定期的</u> に監視するものとする。」に変更提案。	湖岸全体の巡視は定期的であったとしても、少なくとも管理棟からの監視については、大規模な地すべりや土砂崩れを早期に発見するためにも日常的に実施されてしかなるべきであると考えており、原案のとおりとする。
8.2 水質の保全 (基準の運用)	「水質の予測と・・・予防措置を講ずる」とあるが、技術的に確立されていないため、実施は難しいと思われる。	水質予測に関する技術は日々進展しており、予防措置を講じるよう努める必要があることから、原案のとおりとする。

項目	意見の概要	対応方針（案）
8.2 水質の保全 （基準の運用）	管理者には本管理基準を見ればわかるよう、農業用水（及び水道用水）の水質基準を掲載してはどうか。	具体的な水質基準について、技術書に記載することとしている。

【 10 設備機器の点検、整備、補修 】

項目	意見の概要	対応方針（案）
10.2 設備機器の補修、更新 （基準の運用）	「設備機器の補修は、設備の機能を維持、回復させるため適切な周期で計画的に実施しなければならない。」について、更新時の参考として点検・調査などの結果や国が試算している耐用年数表を掲載してはどうか。	技術書に記載することとしている。
	「設備機器の更新については・ ・実施するものとする」について「 <u>ダム設置者は、設備機器の更新について・・・実施するものとする</u> 」に変更提案。	ここでいう更新とは、ダム管理の一部に該当することも考えられ、原案のとおりとする。

【 11 管理の記録 】

項目	意見の概要	対応方針（案）
11.1 管理の記録 （基準の運用）	「貯水池周辺地山の挙動等に関する計測及び点検結果」とあるが、地権者との関係もあり、実施は難しいと思われる。	原案のとおりとする。なお、堤体等の安全管理は、ダムの管理に当たって重要な事項であり、適切な対応が必要である。